

## 鹿児島県文化センター（宝山ホール）施設等利用料金の改定について

前回の改定以降の物価上昇等を勘案し、令和8年4月1日から、鹿児島県文化センター（宝山ホール）施設基本利用料金及び附属施設・設備等利用料金の改定を行うこととなりました。

また、展示室については、1室料金を廃止し、全室（3室）を基本とする利用に変更となります。令和8年4月1日以降の施設のご利用については、原則として、改定後の利用料金を適用します。詳細については下表のとおりとなります。

利用者の皆様には、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 1 利用料金改定日：令和8年4月1日
- 2 事務処理

内 容		適用する利用料金表	判断基準及び留意事項
利用許可に関する事 件	4/1 以降の利用について、 <b>3/31 までに利用許可を受けた</b> 場合の施設基本利用料金	旧利用料金表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設基本利用料金は利用許可日をもって判断します。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">                     4/1 以降、施設基本利用料に影響がある変更の申し出があった場合には、新利用料金表の適用となります。                 </div>
	<b>4/1 以降に利用許可を受けた</b> 場合の施設基本利用料金	新利用料金表	
利用許可変更に関する事 件	4/1 以降の利用で、施設基本利用料金に影響がある変更について、 <b>3/31 までに変更許可を受けた</b> 場合の施設基本利用料金	旧利用料金表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の施設基本利用料金は、変更許可日をもって判断します。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">                     4/1 以降の利用で、3/31 までに変更許可したものであっても、4/1 以降、再度変更の申し出があった場合には、新利用料金表の適用となります。                 </div>
	4/1 以降の利用で、施設基本利用料金に影響がある変更について、 <b>4/1 以降に変更許可を受けた</b> 場合の施設基本利用料金	新利用料金表	
附属施設・設備等利用料金		新利用料金表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4/1 以降の利用については、新利用料金表の適用となります。</li> <li>・3/31 までに設備等利用料が確定し、前納を希望する場合は、旧利用料金表の適用となります。</li> </ul>

※施設基本利用料金は、「許可日」が基準となるため、事務処理の都合上、利用許可、変更許可の申し出（申請書提出）につきましては、3月27日（金）までをお願いします。